

※締結する協定内容については、この案をもとに本区と優先交渉権者との協議により決定するものとする。

災害時における協力体制に関する協定書（案）

世田谷区（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、地震その他の災害が世田谷区内で発生した場合または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）に、区民、区内在学在勤者等（以下「区民等」という。）の安全確保のため、災害発生時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に区民等の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、本協定の内容に従い、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第4条 前条の規定により乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲と乙はあらかじめ協議により震災時及び風水害時の対応に関する対応マニュアル及びタイムラインを作成し、災害発生時等は、これに基づき行動をすること。
- (2) 乙は、災害発生時等において、甲により施設及び公園内の使用に関する要請があった場合は、施設の提供及び設備を使用させること。また、乙は必要に応じて施設及び公園の利用者の制限を行うこと。
- (3) 甲と乙は合同による図上訓練や実動訓練を行うこと。
- (4) 乙は、災害発生時等は、速やかに施設・設備等の安全確認及び安全確保を行うこと。

（協力期間）

第5条 前条に規定する協力の期間は、原則として災害発生直後の7日間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲乙協議の上決定する。

（経費の負担）

第6条 第4条の協力に要した経費のうち区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続により、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく業務に従事したことにより、乙の従事者が死亡、負傷、若しくは病気にかかった場合は、甲は水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補

償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より令和33年3月31日までとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和 年 月 日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

乙